

仕様書

- 1 件名：受水槽消火配管補修
- 2 場所：宮崎県えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地
- 3 概要：受水槽内部既存の消火配管の取替えを実施する

4 一般共通事項

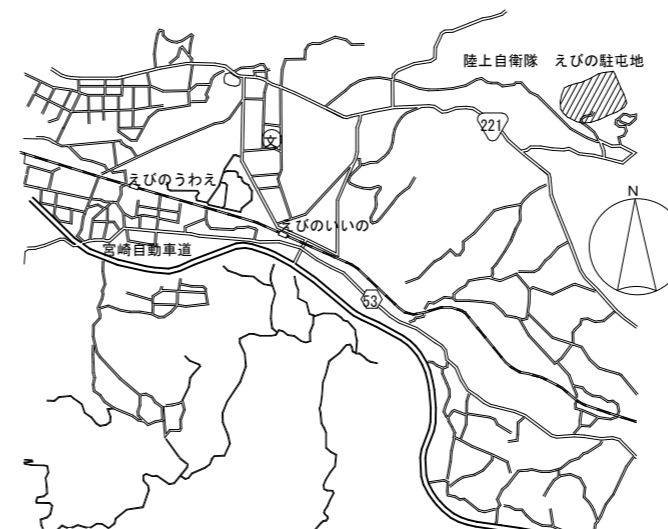
- (1) 本工事は、本仕様書・図面に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、請負者の負担において実施するものとする。
- (3) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4）に整理し提出すること。
- (4) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止する。
- (5) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせる。現場においては常に整理整頓を行う。また、災害等においては自らの責に任ずるものとする。
- (6) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合または施設等を破損した場合で、その原因が本工事に係わると認められた場合、請負者が補償・賠償の責を負うものとする。
- (7) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし監督官の検査を受け、合格品を使用するものとする。
- (8) 本工事に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。なお、官側の電気及び水を使用する場合は監督官の承認後使用すること。その際は後日料金を徴収するものとする。
- (9) 本工事で発生する発生材は、金属類については重量を測定の上、監督官が指定した場所に搬入集積し、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出するものとする。金属屑類以外の発生材は請負業者の責任において駐屯地外へ搬出、適正に処分しマニフェスト（E票）の写しを提出するものとする。
- (10) 本仕様書に記載されている寸法値は近似値であるため、施工に先立ち原寸を確認すること。
- (11) 請負者は作業開始前に危険予知活動（KY・TBM）を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (12) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

5 特記事項

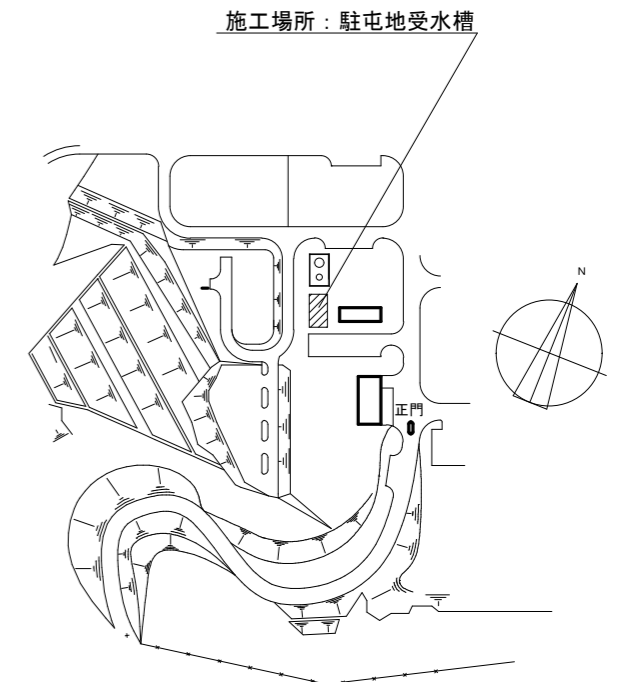
- (1) 本工事に使用する防水施工についてはJWWA K143適合水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装方法とし、細部は監督官との調整によるものとする。
- (2) 施工は、受水槽2槽中1槽づつ施工・完了させることとし、断水させないものとする。
- (3) 防水工事完了後、槽内に水を張り1時間程度経過したのち施工箇所等に漏水が無い点検を実施すること。
- (4) 第(3)項の点検実施後、槽内清掃及び洗浄を行い塩素含有水で2回以上（30分間隔）消毒を行うこと。
- (5) 第(4)項の作業責任者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第28条第5項に規定する「貯水槽清掃作業従事者研修」を修了した者とする。

6 その他

- (1) 受水槽清掃及び洗浄を行う作業員は、事前に（6カ月以内）に菌検索を行い、異常が無い事の確認とその結果書の写しを監督官に提出すること。
- (2) 貯水槽清掃作業従事者研修会修了証及び運転免許証等写真が貼付している証明書を監督官に提出すること。



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

件名	受水槽消火配管補修		
図面名称	図示		
縮尺	図示	作成年月日	3.11.2
		図面番号	2 / 5
えびの駐屯地業務隊 管理科 営繕班			